



信金中央金庫

SCB

SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No.2022-114

(2023.1.30)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL.03-5202-7671 FAX.03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

「経営者保証改革プログラム」の概要と関連動向

井上 有弘

ポイント

- 2022年12月に「経営者保証改革プログラム」が公表された。23年4月からは、個人保証契約を締結する場合、事業者・保証人に対して保証の必要性等について具体的な説明が求められる。
- 経営者保証に依存しない新規融資割合は、21年度上期には33.1%となっている。コロナ禍で新規融資件数が伸びた20年度以降も、経営者保証に依存しない融資割合は着実に高まっている。
- 中小企業向け貸出に関しては、同プログラムの他にも制度変更や報告書等の公表が行われている。貸出業務のあり方を再確認するためにも、こうした動向を注視すべきであろう。

1. 経営者保証改革プログラムの概要

経営者個人が会社の連帯保証人となる「経営者保証」を巡っては、2014年2月から「経営者保証に関するガイドライン」が適用されている。同ガイドラインでは、経営者保証の解除に向けた3要件として、①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保が示された。また、20年4月からは、前経営者と後継者の双方から二重に保証を求めないことなど事業承継時に焦点をあてた同ガイドラインの特則が適用されている。

さらに22年12月には、金融庁の監督指針が改正され、「経営者保証改革プログラム」が公表された(図表1)。これにより、23年4月からは、金融機関が個人保証契約を締結する場合、事業者・保証人に対して次の点を個別具体的に説明することが求められることとなる。それらは、どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかである。加えて、こうした説明の結果等を記録し、23年9月期実績分より結果等を記録した件数を金融庁に報告することが求められることとなる。

(図表1)「経営者保証改革プログラム」のうち「民間金融機関による融資」の主な施策

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月期 実績報告分より】
 - (※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
- ③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革(取組方針の公表促進、現場への周知徹底)

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」のさらなる拡充および横展開を実施

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討(事業成長担保権(仮))

- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

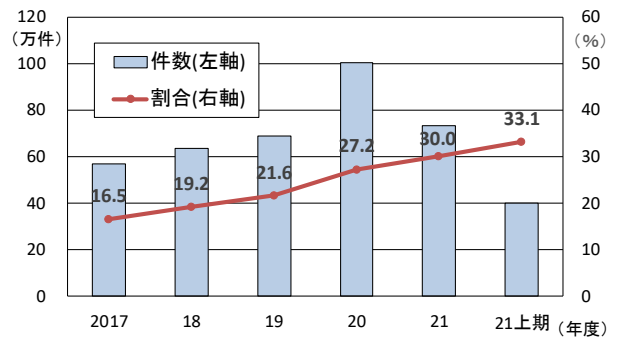
(備考) 経済産業省・金融庁・財務省「経営者保証改革プログラム」より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. 経営者保証に依存しない新規融資の割合

民間金融機関における新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、21年度上期には33.1%となっている。コロナ禍で新規融資件数が伸びた20年度以降も、経営者保証に依存しない融資の割合は着実に高まっている(図表2)。

もちろん、保証による経営者への規律付けや債権保全を重視する見方もある。また、特に小規模事業者では保証解除に向けた前述の3要件を満たしていない場合や、経営者保証とすることで借入金利を下げることを選択する企業もある。

(図表2) 経営者保証に依存しない新規融資



(備考) 金融庁「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

3. 中小企業向け貸出に関する最近の主な動き

多くの金融機関では、経営者保証改革プログラムを踏まえた「取組方針」の公表、マニュアルの整備、保証人向け確認書の見直しなどの実務面での対応を進めている。

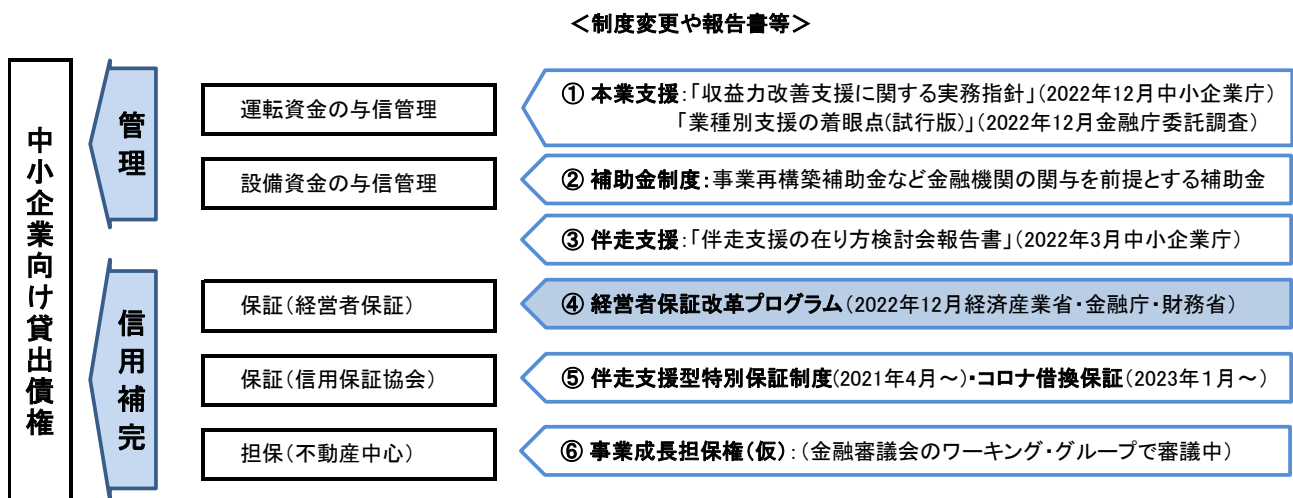
一方で、経営者保証改革プログラムの他にも、中小企業向け貸出の管理や信用補完、すなわち返済財源となる売上や収益の確保、保証や担保のあり方について、制度変更や報告書等の公表が行われている(図表3)。

貸出債権の通常管理については、企業努力や経営への規律付けだけでなく、①信用金庫など地域金融機関が事業者の本業支援を具体的に進めていくための実務指針、②事業再構築補助金のように事業計画策定などに金融機関の関与を前提とする補助金制度、③伴走支援の在り方に関する報告書の公表などが行われている。

信用補完については、④経営者保証改革プログラムの他にも、⑤金融機関との対話にもとづき「経営行動計画書」を策定して進捗状況を報告する伴走支援型特別保証やコロナ借換保証のような信用保証制度、さらに将来的には、⑥担保法制を見直して有形資産のみならず無形資産も含めた事業全体を包括的に担保として扱う「事業成長担保権(仮)」の導入も見込まれている。

いずれも、過去の財務状況よりも金融機関による事業への関与や将来性を重視する点で、これまでの事業性評価や事業性理解の考え方に近い。コロナ禍での制度融資が返済ピークを控えるなか、貸出業務のあり方を再確認するためにも、制度変更や報告書等の動向を注視すべきであろう。

(図表3) 中小企業向け貸出の管理・信用補完に関する最近の主な動き



(備考) 各種資料より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

以上